

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

結婚する平成元年4月までは、両親が国民年金の加入手続や保険料納付を行ってくれており、結婚してからは、具体的なことは覚えていないが、国民年金に係る保険料の未納や各種手続のはがきなどが届けば、自分で社会保険事務所（当時）の窓口へ行って、はがきに記載してあるとおりに行ったはずである。

私は、これまで、国民年金保険料の未納が無いようにしてきたはずなのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、当初、第3号被保険者期間として記録されていたが、申立期間から約7年経過した平成8年4月11日に、申立人の第3号被保険者への種別変更日を元年4月*日から同年6月1日に訂正する処理が行われたため、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされたことが確認できる。当該事務処理が行われた理由について、年金事務所では、関係資料は既に廃棄済みであり、不明であるとしている。

しかし、申立期間についてみると、当時、申立人が居住していたA市が保管する国民年金被保険者カードによると、申立人は、適切に種別変更手続を行い、平成元年4月*日から国民年金第3号被保険者として記録されていることが確認できる上、戸籍の附票によると、同日から申立人の夫と同居していることが確認できる。

また、雇用保険記録によると、申立人は、失業給付を受給していないこと

が確認できることなどから、平成元年4月*日から夫の被扶養者であったと考えられ、申立期間に係る国民年金第3号被保険者の種別変更日を同年6月1日に変更する合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無いことから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年2月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月13日から同年3月1日まで

昭和38年2月13日付けでA社B支店から同社本店に異動したのに、オンライン記録では同年3月1日に同社本店で被保険者資格を取得したことになっているため、1か月間が空白となっている。

A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年2月13日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和34年4月30日から同年5月1日まで

申立期間①について、B社からC社に異動した。給与はいつもどおり支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、A社からE社に異動した。経営者が同じで給与はいつもどおり支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、D社からの回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び同社の系列会社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社からE社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、C社の元同僚の証言により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和32年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、申立人に係る申立期間①当時の資料を保管しておらず、当時の状況は不明としており、当時の事業主も既に死亡している上、C社は既に解散しており、当時の事業主からは話を聞くことはできず、同社の経理担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて関連資料や証言を得ることができない。

さらに、B社からC社に出向した者はほかに見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月20日から同年7月1日まで

昭和37年9月にA社に入社し、同年11月からはB区にあった同社C営業所に勤めていた。38年5月頃から同年6月末まで同社C営業所内で、同じ課の数名のスタッフと共に、新しく設立されたD社の仕事を手伝った。その間の給与はずっとA社から支払われていた。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、昭和38年5月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられており、D社で同年7月1日に資格取得するまでの2か月間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間について、勤務は継続し給与もA社から継続して支給されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の供述内容、D社の元同僚の証言、申立人と一緒にD社の支援業務を行ったとするA社C営業所での元同僚の証言及びA社から提出された前述の元同僚の従業員履歴台帳から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社の元同僚は、「自分は昭和38年4月にD社に入社し、申立期間において申立人とA社C営業所内で一緒に勤務していた。」としていることから、D社の新規適用日である昭和38年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 30 日

申立期間において、A社の支給明細書には、賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録では記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年度下期賞与に係る支給明細書及びA社から提出された2004年下期賞与に係る台帳により、申立人は、平成16年11月30日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の支給明細書に記載された申立人の賞与額から、39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所(当時)に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月13日から同年3月1日まで

昭和28年3月から平成元年6月まで継続してA社に勤務していた。同社C支店から同社B支店に異動した昭和38年2月の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間については、継続して勤務し、給与も支払われて厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード及び雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年2月13日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 4 日から同年 1 月 31 日まで

平成 14 年 1 月 4 日から同年 9 月 30 日まで A 社 B 事業所で勤務しており、同年 1 月 31 日付けの給与明細書、同年 2 月分から同年 9 月分までの給与明細表、14 年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳なども保存している。

平成 14 年 1 月 31 日付けの給与明細書には、「給与から社会保険料及び源泉所得税等が控除されます。」と記載されているのに、申立期間に厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 14 年 1 月 31 日付けの給与明細書、同年 2 月分給与明細表及び A 社からの回答により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された給与明細表によると、申立人は、平成 14 年 3 月分から同年 9 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されているものの、同年 2 月分の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成 14 年分給与所得の源泉徴収票をみても、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 13 年 6 月 23 日から 14 年 2 月 1 日まで国民年金被保険者として、申立期間を含めて国民年金保険料を 14 年 1 月 23 日に納付していることが確認できる。

加えて、C 市からの回答によると、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが認められる上、A 社が加入していた D 健康保険組合から提出された適用台帳により、申立人は、平成 14 年 2 月 1 日に当該健康

保険組合の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は、同社における申立人のオンライン記録の資格取得日と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。